別表六（二十五）　革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、別表六（二十九）「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）						可
革新的情報産業活用設備の名称	1					
資産区分 種類	2					
資産区分 設備の種類又は区分	3					
資産区分 細目	4					
資産区分 取得年月日	5	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
資産区分 事業の用に供した年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額 取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
取得価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
取得価額 差引改定取得価額 (7)－(8)	9					

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額（(9)の合計）	10	円	調整前法人税額（別表一（一）「2」、別表一（二）「2」、別表一（三）「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）	18	円
継続雇用者給与等支給額（27の①）	11				
継続雇用者比較給与等支給額（27の②）又は（27の③）	12		当期税額基準額 (18)×20又は15/100	19	
継続雇用者給与等支給増加額 (11)－(12)（マイナスの場合は0）	13		当期税額控除可能額（(17)と(19)のうち少ない金額）	20	
継続雇用者給与等支給増加割合 (13)/(12)（(12)＝0の場合は0）	14		調整前法人税額超過構成額（別表六（二十八）「7の㉔」）	21	
税額控除限度額の計算 (14)≧3％の場合 (10)×5/100	15	円	法人税額の特別控除額 (20)－(21)	22	
税額控除限度額の計算 (14)＜3％の場合 (10)×3/100	16				
税額控除限度額の計算 税額控除限度額 (15)又は(16)	17				

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算 当期 ①	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等 ②	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前一年事業年度等特定期間 ③
事業年度等又は連結事業年度等	23		・　・ ・　・	・　・ ・　・
雇用者給与等支給額	24	円	円	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	25			
当期の月数/(23の③)の月数	26			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (25)又は((25)×(26))	27	円	円	円

設備の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

3　「雇用者給与等支給増加重複控除額 (12)×20又は30/100 」(13)の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。